

平成24年度 第1回
定期自主検査指針・保安検査基準 解釈専門分科会
議事録（案）

I. 日 時：平成24年6月29日（金）14：30～17：00

II. 場 所：高圧ガス保安協会 第1会議室

III. 出席者（敬称略、順不同）

主 査：渡辺

委 員：村瀬、田仲、三宅、萩原

事務局：松本、長沼、名倉、宮下、今井

IV. 配付資料：資料1 定期自主検査指針・保安検査基準解釈専門分科会委員名簿
資料2 定期自主検査指針・保安検査基準解釈専門分科会の設置について
資料3 解釈専門分科会の活動方法等について
資料4 保安検査基準（KHKS-0850）の改正概要について
資料5 質疑応答案

V. 議事概要

1. 質疑応答の審議

事務局から資料5に基づき質疑応答案について説明を行い、審議を行った。その審議結果は以下の通りである。

(1) 保基11-01

- ①全ての使用条件で腐食が生じないことを証明することは困難である。
- ②「が、フレキシブルチューブ」以降は本基準の解釈を問うものではない。
→「」内を削除
- ③改正前の検査方法について事例を言及する必要はない。
→「例として～あげられますが、」を削除
- ⑤「非常に難しい」は表現が強い。
→「非常に難しい」を「困難」に修正
合否については検査実施者の判断によるのではないか。
→末尾に「合否については保安検査実施者の判断によることとなります。」を追記

(2) 保基11-02

- ①②は関連があるので質疑応答を合わせるほうがよい。
- ②「腐食や劣化損傷～内部目視検査であれば、」は不要である。
→事務局で回答案を修正
- ③解釈専門分科会は手続きの要否について答える立場にない。
付属書Aへの適合について判断できる者は誰か。

→保安検査実施者である。

⑤「本基準の解釈ではなく、～ただし、」は認定制度の運用に関する記述であるため、不要である。

→「」内を削除

(3) 保基11-03

②定期自主検査では、耐圧性能にかかる検査は適用されない旨を追記する必要はないか。

→回答に「定期自主検査においては、耐圧性能の実施について求められておりません。」を追記

(4) 保基11-05

①通常、露点が計測できる条件は大気圧下である。

②個別の方法の適否を問うものであるため全体を見直してはどうか。

→事務局で回答案を修正

③「付属書Aは元々参考資料であり、」は不要である。

→「」内を削除

以上の審議を踏まえ、質疑応答の修正を行い、修正案を各委員に送付して最終確認を行い、後日書面投票を行うこととした。

以上